

## 第 6 回杉並区清掃審議会 記録

日 時	平成13年9月3日(月) 午前10時00分から午後0時10分	
場 所	杉並区産業商工会館 三階講堂	
出席者	委員	藤井会長、前田職務代理、大石委員、大高委員、大橋委員、小澤委員、柏原委員、内藤委員、松原委員、本橋委員、小川委員、くれまつ委員 (12名)
	区側	環境清掃部長、清掃管理課長、リサイクル清掃課長、西清掃事務所長、東清掃事務所長、清掃事業所長
		清掃管理課清掃計画係長、リサイクル清掃課作業係長、西清掃事務所作業係長
事務局	清掃管理課清掃計画係主査、清掃管理課清掃計画係主事	
傍聴者数	0名	
資料	事前配布	(案)杉並区一般廃棄物処理基本計画の見直しについて(中間答申) 資料1
	当日配布	第33回杉並区区民意向調査 資料2 「地域別杉並ごみ会議」の報告等 資料3 廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業の実施について 資料4-1 プラスチックごみ分別のお願い 資料4-2 杉並区のごみ量 資料5 杉並区分別収集計画における見込み量 資料6 杉並区の不燃ごみの組成 資料7 杉並区のペットボトル回収率について 資料8 杉並区清掃審議会検討経過(全体会、分科会) 資料9 杉並区清掃審議会委員名簿 資料10 杉並区ペットボトル回収量・回収拠点数の推移 資料11 杉並中継所搬入量の推移 資料12
議題	(1) 新委員の紹介 (2) 報告事項 区民意向調査結果について 地域別杉並ごみ会議について 廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業について (3) 中間答申(案)について (4) 今後の審議会の進め方について	
会議の概要	別紙のとおり	

## 第6回 杉並区清掃審議会 発言要旨

会 長	開会する。 新委員を紹介願う。	(午前10時)
清掃管理課長	新委員(2名)の紹介 資料確認	
会 長	資料2に基づき、プラスチックごみの分別収集に関する区民意向調査について報告する。 今回の意向調査結果は、審議会の答申にも反映される可能性がある。	
環境清掃部長	速報版につき、詳細はデータ確定後の11月に報告したい。	
委 員	ペットボトル回収率について、地域ごとの特性は現れているか。	
清掃管理課長	資料11は地域別の回収拠点数に関するものであるが、回収率との関係は現在のところ明らかでない。	
リサイクル 清掃課長	資料3に基づき、地域別杉並ごみ会議について報告する。	
委 員	資料4に基づき、廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業の実施について報告する。 資料3について、実際にごみ会議に参加した立場で、事業者の出席が少ないという感想を持ったが、事業者の参加率を知りたい。資料4について、処理委託先はどこ業者か、また収集の専用袋はどのようなものか提示願う。	
リサイクル 清掃課長	について、事業者の割合は1割程度。事業者に期待するという意見は参加者からも多数出された。について、朝霞市の民間資源化施設に委託している。この業者はペットボトルを除く容器包装廃棄物を資源化している。専用袋は後ほど提示する。	
委 員	廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業の実施について、車輛台数を知りたい。	
リサイクル 清掃課長	東・西事務所ともに1日1台ずつ2往復している。収集後そのまま施設へ運搬する。	
会 長	最終答申に向けて、市民のリサイクルへの関心がどのくらい高いかが重要なポイントになるが、ごみ会議等を通じて出された意見をどのように審議会の答申に反映させたいのか区にお尋ねしたい。さらに、廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業は、今後の長期的な計画の観点からも、最終答申を議論する上でも、重要な意味を持つが、この事業についても、最終答申にどのように反映させたいのかお尋ねしたい。	
リサイクル 清掃課長	ごみ会議の参加者からは貴重な意見をいただいたが、参加者以外の区民に対してごみ会議での討議をどのように伝えていくかが課題である。	
委 員	廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業については、コストや収集の問題等を整理した上で、区民への問題提起の方法について検討したい。	
西清掃事務所 長	廃プラスチック分別収集モデル地区調査事業について、モデル地区の選定理由及び事前の周知方法についてお尋ねしたい。	
東清掃事務所 長	西清掃事務所管轄内のモデル地区については、交通事情や収集事情等を含めて選定した。7月中に町会役員会で説明した。またアンケート配布時に再度戸別に説明し、後日専用袋手渡し時にアンケートを回収した。	
委 員	西清掃事務所と同様であるが、短期間のうちに周知するという条件のもとで各町会に声を掛けた。積極的な申し出があった地区を含めて検討した。また、不在であった区民向けの説明会を開催した。	
委 員	モデル地区のデータは今後の基礎資料になると理解しているが、地区名には一般区民が分かるような町名等を併記したほうがよい。	
委 員	今回の資源化施設はその他プラスチックすべてについて資源化しているのか。	
リサイクル 清掃課長	すべてしている。フィルムについてもペレットに再生されている。	
委 員	製品にならなくても、ペレット化されれば再商品化といえる。しかし朝霞まで運搬してペレット化するだけで良しとするのか。その辺を検証していただきたい。それがその他プラ	

委員	スチックに関する杉並区の頭の痛いところでもある。
リサイクル 清掃課長	どの程度まで汚れがなければ、ごみとして処理されずリサイクルされるのか。分類の基準はどうか。
会 長	事前にすすいでもらうよう周知したこともあり、初回の9月1日の実績としては、それほど汚れたものは排出されなかった。排出者の協力の度合いによると考える。
東清掃事務所 長	廃プラスチック分別収集モデル地区調査結果を政策にどのように生かしていくのか説明願う。
環境清掃部長	モデル地区の住民の意見を整理した上で、廃プラスチック分別収集についての周知方法及び収集方法の在り方等を検討する基礎としたい。
委員	この調査事業のゴールである廃プラスチック分別収集の本格実施については現段階では明確になっていない。今回収集したものをどれ程度資源化できるのか、また不燃ごみに戻すのはどれくらいかなどの基礎的なデータを収集することを目的としている。本調査は来年度も実施し、容器包装リサイクル法の動向を視野に入れつつ、詳細なデータを積み上げていきたい。
委員	500kg から 1,000kg という数字の根拠を説明願う。
リサイクル 清掃課長	不燃ごみ組成調査の結果から、容器包装リサイクル法上の「その他プラスチック」の割合を、区内全世帯における調査世帯数の割合に照らして算出したものである。
西清掃事務所 長	9月1日の実績としては1回目が100kg、2回目が200kgであった。小型プレス車の積載量は0.8tであるが、余裕があったといえる。ペットボトルの場合は最大300kg程度積載できる。その他プラスチックはペットボトルよりもやや重い。杉並区以外では豊島区がトレー等を同様に小型プレス車で収集している。「その他プラスチック」を対象としたモデル事業を実施したのは23区中初めてである。
会 長	回収率が高くなるほど、収集コストは高くなることが予想される。調査結果を踏まえて、審議会で議論したい。
委員	今回のモデル事業に関する区民への周知方法について伺う。
環境清掃部長	事前に新聞社への情報提供は行ったが、報道はされていない。調査結果については広報等により周知する。
会 長	中間答申（案）について検討に入る。
委員	中間答申（案）の読み上げ及び資料5から12の説明
リサイクル 清掃課長	12年度ペットボトル回収量の407tは、拠点回収に限らず、行政が回収した全体量としてご理解いただきたい。他区の状況としては、ペットボトルの集積所回収を実施しているのは豊島区のみである。その他の区は拠点回収である。回収率は明らかでない。
委員	ペットボトルについて、びん・缶などの資源と同様に集積所回収を行わない理由は何か。
リサイクル 清掃課長	事業者責任を徹底すること、全集積所1万9千か所でペットボトルを回収するには費用がかかること、収集後の中間処理施設の処理能力に問題があること、が主な理由である。
委員	回収用ボックスの設置は事業者が行う一方で、回収は区が行っている。それにより区は事業者責任の一部を果たしていると考えているか。
リサイクル 清掃課長	容器包装リサイクル法に定められた利用者と事業者の役割分担の考え方からすると、現在のところ事業者責任が果たされているとは考えていない。区が全集積所で回収を行っているわけではなく、その意味で事業者が関わっているといえる側面もある。
委員	回収率が高くなれば不燃ごみは減るが、財政負担は大きくなる。「その他プラスチック」についても事業者責任という点では同じである。今回のモデル回収の実施に際しても、事業者負担を求めてはいない。
委員	答申の内容について、区の負担でペットボトルの回収拠点を拡大することを述べる前に、資源循環型社会の構築を目指すならば、発生抑制の観点から、事業者責任を果たしつつ

委	員	<p>般区民が協力することが必要である。行政が処理する場合のコストについても答申を通じて情報提供すべきである。</p> <p>資源循環型社会を実現するためには、従来の生活習慣を変える必要があるため、区民の協力が不可欠である。既に実績のあるペットボトルの回収をその踏み台として考えた場合、407t という数字は計画量 800t のおよそ半分程度に過ぎない。このような状態でモデル回収を含む他の分別について区民の協力を得ようとしても難しい。ペットボトルの回収率を上げるため、回収拠点の拡大は一つの方法であり、同時に行政が負う法令上の責任を果たす意味も含まれている。</p>
会	長	<p>他の自治体と比較して、東京都は事業者責任をより強く主張した経緯がある。行政回収については拠点のみとしたのがルール であり、事業者による回収を期待している。</p>
委	員	<p>ゼロエミッション社会を目指し、ごみを減らしてリサイクルを増やすにはある程度費用がかかるのはやむを得ない。</p>
委	員	<p>リサイクルのための施設建設などに経費を要するとはいっても、ペットボトルを利用しない人が、利用する人と同様に負担を求められるのは公平でない。拠点を増やすだけでは発生抑制にはつながらない。拡大生産者責任についても答申で触れるべきである。</p>
会	長	<p>区民に協力を求めるだけでなく、周辺環境を整え、利便性を提供する仕組みも必要であるという議論はこれまでの審議会でも行われたが、拠点の拡大もその一つのアイデアとして受け止めている。</p>
委	員	<p>答申の中で区の目指す方向性をより明らかにしていくべきである。</p>
委	員	<p>今後実施していくモデル事業と、既に実施しているペットボトルの拠点回収の双方について、分別の習慣の励行が答申に盛り込まれている。拠点の拡大に関しては、事業者の責任を可能な限り追及していく一方、安全性・安定性を備えた拠点を整備していくことも当面は必要だ。</p>
委	員	<p>発生抑制、コストについてはこれまでの審議会でも議論されてきた経緯があり、今回の答申に盛り込むべきである。</p>
会	長	<p>指摘のあった箇所について、修正は一任いただき、後日各委員にお示しする。 本日の会議を閉じる。 (午後0時10分)</p>